

公文書情報公開システムの構築について

1 条例改正

平成29年7月1日に情報公開条例を改正(条例17条、18条、35条、36条)

- (1) 閲覧手数料無料化及び写しの交付手数料減額
- (2) 情報提供におけるICT活用
- (3) 積極的な行政情報の公表・提供

2 概要

- (1) ICT活用の一環として、まず、都民からインターネットを通じて情報提供依頼を受けて公文書情報を電子データにより無料で提供する「公文書情報提供サービス」を平成29年10月末に開始(平成30年12月末までの依頼件数1,655件)
- (2) さらに、開示請求や情報提供依頼が多い公文書情報をデータベース化し、都民からの請求を待つことなく、積極的に公開するための「公文書情報公開システム」を構築(30年度システム開発 ⇒ 31年度早期に運用開始)

➡ 都民が公文書を簡単に検索し、必要な公文書データを即座に取得可能に

3 公開予定の公文書

- (1) 開示請求、情報提供依頼件数の多い公文書
(例: 工事設計書)
- (2) 都民情報ルームで配架している公文書
(例: 附属機関の答申書)
- (3) その他公開することが望ましい公文書

4 見込まれる効果

- (1) 都民のニーズが高い各局の公文書情報を簡単に検索・取得できるようになり、都政情報へのアクセシビリティと都民の利便性が向上
- (2) 開示請求や提供依頼への対応が不要となることで、手続きに係る事務の効率化が図られ職員の負担の軽減や働き方改革にも寄与

